

【別紙】省令別表改正項目案

項番	現行				13-2027版改正案				改正内容	理由
	類	号	商品・役務名	上位概念	類	号	商品・役務名	上位概念		
1	14	(新設)	(新設)	—	14	九	お守り(宝飾品)	—	追加	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定されたことを受け、商品及び役務の区分を明確化するため、第14類に属する商品の一例として本商品を例示するものである。
2	14	(新設)	(新設)	—	14	九	お守り(宝飾品)入れ	—	追加	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定され、本商品についても、同様の整理となる旨決定されたことを受け、商品及び役務の区分を明確化するため、第14類に属する商品の一例として本商品を例示するものである。
3	16	八 (四)	そろばん	文房具類	9	三十三	そろばん	—	類移行	従来、我が国における取引実情に基づき、本商品を「文房具類」として例示してきたが、世界知的所有権機関(WIPO)との協議の結果、「そろばん」は「計算用装置」に類推して第9類に該当する旨確認されたことを受け、国際的な解釈の明確化を図るため、第9類に属する商品として例示するものである。
4	17	十一	接着テープ(化粧用、医療用、事務用又は家庭用のものを除く。)	—	17	十一	接着テープ(化粧用、医療用、乗物のタイヤ用、事務用又は家庭用のものを除く。)	—	表示変更	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、第17類の「接着テープ」には「乗物のタイヤ用」のものが含まれない旨決定されたことを受け、商品の解釈をより明確にするため、除外規定に「乗物のタイヤ用」を追加するものである。
5	18	三	お守り入れ	袋物	18	三	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定され、本商品についても、同様の整理となる旨決定されたことを受け、第18類に属する商品としての例示は適切ではないことから、本商品を当該区分から削除するものである。
6	20	六	数珠	葬祭用具	14	九	数珠	—	類移行	従来、我が国における取引実情に基づき、本商品を「葬祭用具」として例示してきたが、世界知的所有権機関(WIPO)との協議の結果、「数珠」は「宝飾品」に類推して第14類に該当する旨確認されたことを受け、国際的な解釈の明確化を図るため、第14類に属する商品として例示するものである。
7	21	十一	お守り	—	21	十一	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定されたことを受け、第21類に属する商品としての例示は適切ではないことから、本商品を当該区分から削除するものである。
8	21	十一	食品及び飲料の保冷用アイスバック	—	21	十一	(削除)	—	削除	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、第11類に「物品の貯蔵及び輸送において使用する業務用アイスバック」が追加されたところ、本商品は第11類に追加された上記商品を含むものであり、第21類に属する商品としての例示は適切ではないことから、本商品を当該区分から削除するものである。
9	26	(新設)	(新設)	—	26	十一	お守り(宝飾品を除く。)	—	追加	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定されたことを受け、商品及び役務の区分を明確化するため、第26類に属する商品の一例として本商品を例示するものである。
10	26	(新設)	(新設)	—	26	十一	お守り(宝飾品を除く。) 入れ	—	追加	ニース同盟専門家委員会第36回会合において、「お守り」は「宝飾品」であるか否かに応じて区分が異なり、「宝飾品」である場合は第14類に、「宝飾品」でない場合は第26類に該当する旨決定され、本商品についても、同様の整理となる旨決定されたことを受け、商品及び役務の区分を明確化するため、第26類に属する商品の一例として本商品を例示するものである。